

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名)

) ページ

〇 公安委員会規則

*9 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

..... 1

*10 和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

..... 8

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第1章~第6章 略

第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等 (第31条—第32条)

第8章略

付則

(交通規制の適用除外車両)

第4条の3 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による全ての交通規制の対象から除外する車両は、警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に定める警衛のために編成された車列を構成する自動車又は警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)に定める警護で、当該用務のために使用中のものとする。

(駐車禁止等の規制の適用除外車両)

第5条 略

- 2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等に よる車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及 び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の 対象から除外する車両は、次に掲げるとおりと する。
 - (1)~(6) 略
- (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する 駐車禁止除外指定車標章(別記様式第3号。 以下「公益等業務用標章」という。)を掲出 しているもの ア〜ウ 略
 - エ 放置車両の確認及び施行規則<u>第7条の5</u>に規定する標章の取付けのために使用する 車両で、当該用務のために使用中のもの オ~セ 略
- (8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(歩行

目次

第1章~第6章 略

第7章 自転車運転者講習(第31条・第32条)

第8章 瞬付則

(交通規制の適用除外車両)

第4条の3 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による全ての交通規制の対象から除外する車両は、警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に定める警衛のために編成された警衛列自動車又は警護要則(昭和40年国家公安委員会規則第3号)に定める警護のために編成された警護列自動車で、当該用務のために使用中のものとする。

(駐車禁止等の規制の適用除外車両)

第5条 略

- 2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等に よる車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及 び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の 対象から除外する車両は、次に掲げるとおりと する。
 - (1)~(6) 略
 - (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する 駐車禁止除外指定車標章(別記様式第3号。 以下「公益等業務用標章」という。)を掲出 しているもの ア〜ウ 略
 - エ 放置車両の確認及び施行規則<u>第7条の7</u>に規定する標章の取付けのために使用する 車両で、当該用務のために使用中のもの オ~セ 略
 - (8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安 委員会が交付する駐車禁止除外指定車(歩行

困難者使用中)標章(別記様式第3号の2。 以下「歩行困難者用標章」という。)(他の 都道府県公安委員会の交付に係るものを含む 。)を掲出しているもの。ただし、オにあっ ては、昼間(日の出から日没までの時間をい う。)に限る。

ア〜エ略

オ 児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)第14表に定める色素性乾皮症である者

 $3 \sim 6$ 略

(高齢運転者等標章の申請等)

第8条の2 法第45条の2第1項の届出、同条第 2項若しくは第3項の規定による申請、同条第 4項の規定による返納又は施行規則第6条の3 の5の規定による届出(以下この条において「 届出等」という。)は、届出等をしようとする 者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わ なければならない。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 法第60条の規定により、自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、他の車両をけん引してはならない。ただし、けん引するための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有する他の車両1台をけん引するときは、この限りでない。

(道路使用の許可)

- 第16条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの(第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。(1)~(8) 略
 - (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証 実験、人の移動の用に供するロボットの実証 実験又は自動運転技術その他自動運転の実用 化のために必要な技術を用いて車両を走行さ せる実証実験をすること。

(運転免許の申請)

- 第19条 運転免許(以下「免許」という。)(この項において小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)及び原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)を除く。)のびに見りまする者は、施行規則第17条及の第18条に規定する書類(法第89条第2項のは、び第18条に規定する書類に対した者に規則第17条及び第18条に規定する書類を受けた。とのでは、近に県許平のでのでは、近に場別第17条及び第18条に規定する書類では、近に規則第17条及び第18条に規定する書類では、近に規則第17条及が第18条に対します。という。)に提出しなければならない。2 小型特殊免許又は原付免許の申請をしようと
- 2 小型特殊免許又は原付免許の申請をしようとする者は、前項の書類を、運転免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、有田湯浅警察署長若しくは御坊警察署長に提出しなければならない。

困難者使用中)標章(別記様式第3号の2。 以下「歩行困難者用標章」という。)(他の 都道府県公安委員会の交付に係るものを含む 。)を掲出しているもの。ただし、オにあっ ては、昼間(日の出から日没までの時間をい う。)に限る。

ア〜エ 略

オ 児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚 生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患 ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の 程度(平成17年厚生労働省告示第23号)第 8表に定める色素性乾皮症である者

 $3 \sim 6$ 略

(高齢運転者等標章の申請等)

第8条の2 法第45条の2第1項の届出、同条第 2項若しくは第3項の規定による申請、同条第 4項の規定による返納又は施行規則第6条の3 の3の規定による届出(以下この条において 届出等」という。)は、届出等をしようとする 者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わ なければならない。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 法第60条の規定により、自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、他の車両をけん引してはならない。ただし、けん引するための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有すされるための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有するリヤカー1台をけん引するときは、この限りでない。

(道路使用の許可)

- 第16条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの(第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。 $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証 実験、人の移動の用に供するロボットの実証 実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が 電気通信技術を利用して当該自動車の運転操 作を行うことができる自動運転技術を用いて 自動車を走行させる実証実験をすること。

(運転免許の申請)

- 第19条 運転免許(以下「免許」という。)(この項において小型特殊自動車運転免許及び原動機付自転車運転免許を除く。)の申請をしようとする者は、施行規則第17条及び第18条に規定する書類(法第89条第2項の規定による質問票の交付を受けた者にあっては、施行規則第17条及び第18条に規定する書類並びに必要な事項を記載した当該質問票)を和歌山県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に提出しなければならない。
- 2 小型特殊自動車及び原動機付自転車の免許の 申請をしようとする者は、前項の書類を、運転 免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長 、有田湯浅警察署長若しくは御坊警察署長に提 出しなければならない。

3 略

(学科試験及び学科再試験の時間)

- 第21条の2 施行規則第25条に規定する学科試験 の時間は、50分とする。ただし、仮運転免許、 小型特殊免許又は原付免許に係るものについて は、30分とする。
- 2 施行規則第28条の2の規定により読み替えられた施行規則第25条に規定する学科再試験の時間は、50分とする。ただし、原付免許に係るものについては、30分とする。

(運転免許証の交付)

第22条の2 略

2 略

- 3 免許証等の交付場所は、次に定めるところによる。
 - よる。 (1) 免許証(<u>小型特殊免許又は原付免許</u>に係る 免許証及び仮運転免許証を除く。)

和歌山県警察本部交通部運転免許課(田辺 免許センター及び新宮免許センターを含む。 以下「運転免許課」という。)とする。

(2) 小型特殊免許又は原付免許に係る免許証

第19条第2項の規定により運転免許課長に 書類を提出し運転免許試験に合格した者については運転免許課とし、警察署長に書類を提 出し運転免許試験に合格した者については当 該警察署とする。

(3) • (4) 略

第7章 <u>特定小型原動機付自転車運転者講</u> 習等

(特定小型原動機付自転車運転者講習の申出等

- 第31条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない
- 別記様式第21号)及び特定が空原動機や自転車 運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公 安委員会に提出しなければならない。 2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対 し、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証 書(別記様式第23号)を交付するものとする。

(自転車運転者講習の申出等)

- 第31条の2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第24号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第25号)を公安委員会に提出しなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第26号)を交付するものとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の場所

第32条 特定小型原動機付自転車運転者講習及び 自転車運転者講習は、次の場所で行うものとする

(1) \sim (4) 略

(使用者等に対する通知)

第33条 法第108条の34の規定による使用者又は 監督行政庁への通知は、道路交通法違反通知書 3 略

(学科試験及び学科再試験の時間)

- 第21条の2 施行規則第25条に規定する学科試験の時間は、50分とする。ただし、仮運転免許、 小型特殊自動車運転免許又は原動機付自転車運 転免許に係るものについては、30分とする。
- 転免許に係るものについては、30分とする。 2 施行規則第28条の2の規定により読み替えられた施行規則第25条に規定する学科再試験の時間は、50分とする。ただし、原動機付自転車運転免許に係るものについては、30分とする。

(運転免許証の交付)

第22条の2 略

2 略

- 3 免許証等の交付場所は、次に定めるところに よる。
 - よる。 (1) 免許証 (小型特殊自動車免許又は原動機付 自転車免許に係る免許証及び仮運転免許証を 除く。)

和歌山県警察本部交通部運転免許課(田辺 免許センター及び新宮免許センターを含む。 以下「運転免許課」という。)とする。

(2) <u>小型特殊自動車免許</u>又は<u>原動機付自転車免</u> <u>許</u>に係る免許証

第19条第2項の規定により運転免許課長に 書類を提出し運転免許試験に合格した者については運転免許課とし、警察署長に書類を提 出し運転免許試験に合格した者については当 該警察署とする。

(3) • (4) 略

第7章 自転車運転者講習

(自転車運転者講習の申出等)

- 第31条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書 (別記様式第23号)を交付するものとする。

(自転車運転者講習の場所)

第32条 <u>自転車運転者講習</u>は、次の場所で行うものとする。

(1)~(4) 略

(使用者等に対する通知)

第33条 法第108条の34の規定による使用者又は 監督行政庁への通知は、道路交通法違反通知書 (別記様式第27号) によりそれぞれ行うものとする。

(<u>別記様式第24号</u>) によりそれぞれ行うものとする。

別記様式第24号を別記様式第27号とする。

別記様式第23号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2 第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第26号とする。

別記様式第22号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2 第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第25号とする。

別記様式第21号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に改め、同様式を別記様式第24号とする。 別記様式第20号の次に次の3様式を加える。 別記様式第21号(第31条関係)

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

和歌山県公安委員会 殿

住所

連絡先(-)

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型 原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動 機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所						
日時	年	月	日	午前午後	時	分 から

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

和	歌山県報	号外	(4)	É	介和5年	6月30日	(金曜日)
別記様式第22	号(第31条関係)						
					年	月	Ħ
	特定小	、型原動	幾付自転車運	転者講習受講	申出書		
和歌山	県公安委員会	殿					
			(申出者) 住 所 氏 名 生年月日	年	月	日	
	道路交通法第10の受講を申し出		第1項第15号	号に掲げる特別	ぎ小型原!	動機付自転	東運
証							
紙							
貼			 		 - - - 		
付					 		
欄			 		 		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第	号							
		特定小	型原動機付	自転車運	転者講習終	《了証書		
	住所							
	氏名							
						年	月	日生
上記の)者は、	年	三月	日	道路交通法	第108条の	ひ2第1	1 項第15
					道路交通法 を終了した			
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運					
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運					
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運					
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運					
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運					
	5 特定小型	!原動機付	†自転車運	云者講習		者である	ことを	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第7章の改正規定については、令和5年7月1日 から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県暴力団排除条例施行規則(平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

止 俊 |

(中止命令の方法)

第3条 条例第12条の2の規定による命令は、中 止命令書(別記様式第1号)により行うものと する。

(調査)

- 第4条 条例第21条第1項の規定による説明又は 資料の提出(以下「説明等」という。)の求め は、説明・資料提出要求書(別記様式第2号) により行うものとする。
- 2 略
- 3 説明等を求められた者(以下「説明者」という。)は、公安委員会が口頭による説明を指定した場合を除き、説明・資料提出書(別記様式 第3号)を公安委員会に提出するものとする。 4~6 略

<u>第5条</u> 略

(口頭による説明の日時等の変更)

- 第6条 説明者(第4条第2項の規定により口頭による説明の方法を指定された者に限る。第3項において同じ。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、日時等変更申出書(別記様式第4号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。
- 2 略
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による 説明の日時若しくは場所を変更するとき、又は 第1項の規定による申出を受けた場合であって 口頭による説明の日時若しくは場所を変更しな いこととしたときは、速やかに、その旨を日時 等(変更)通知書(別記様式第5号)により、 説明者に通知しなければならない。

(代理人) <u>第7条</u> 略 (調査)

第3条 条例第21条の規定による説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)の求めは、説明・資料提出要求書(別記様式第1号)により行うものとする。

改正前

- 2 略
- 3 説明等を求められた者(以下「説明者」という。)は、公安委員会が口頭による説明を指定した場合を除き、説明・資料提出書(別記様式 第2号)を公安委員会に提出するものとする。 4~6 略

<u>第4条</u> 略

(口頭による説明の日時等の変更)

- 第5条 説明者(第3条第2項の規定により口頭 による説明の方法を指定された者に限る。第3 項において同じ)は、病気その他やむを得ない 理由があるときは、説明日時等変更申出書(別 記様式第3号)により、口頭による説明の日時 又は場所の変更を公安委員会に申し出ることが できる。
- 2 略
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による 説明の日時若しくは場所を変更するとき、又は 第1項の規定による申出を受けた場合であって 口頭による説明の日時若しくは場所を変更しな いこととしたときは、速やかに、その旨を<u>説明</u> 日時等(変更)通知書(別記様式第4号) り、説明者に通知しなければならない。

(代理人) 第6条 略

- 3 説明者は、代理人を選任しようとするときは 代理人選任届出書(別記様式第6号)を公安 委員会に提出しなければならない。
- 説明者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等届出書(別記様式第7号)により その旨を公安委員会に届け出なければならな

- (立入検査) 8条 条例第21条第2項の規定による立入検査 は、暴力団に係る犯罪の捜査又は組織犯罪の取 締りに関する事務に従事する警察職員その他公 安委者者 第8条
- 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明 書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(勧告等の方法)

- 第9条 条例第22条第1項の規定による勧告は、 勧告書(別記様式第9号)により行うものとす
- 条例第22条第2項の規定による契約解除の要 求は、契約解除要求書 (<u>別記様式第10号</u>) により行うものとする。

(勧告に対する回答)

- 第10条 勧告を受けた者は、勧告に対する回答書 (別記様式第11号)を公安委員会に提出し、次 の各号に掲げる事項を明らかにしなければなら ない。 (1)・(2) 略

略

(勧告に係る指導)

- 第11条 勧告を受けてこれに従う旨を回答した者 は、措置報告書(別記様式第12号)により当該 勧告に係る措置の状況を公安委員会に報告しな ければならない。
- 2 3 略

第12条 略

(意見を述べる機会の付与)

- 第13条 条例第23条第2項の規定による意見を述 べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴 取通知書(別記様式第13号)により行うものと
- 前項の場合において、公安委員会は、意見を 述べる方法について、申述書(別記様式第14号)の提出又は口頭による意見の陳述のいずれか の方法を指定するものとする。
- $3 \sim 5$ 略

<u>第14条</u> 略

(口頭による意見の陳述の日時等の変更)

- 第15条 公表対象者 (第13条第2項の規定により 口頭による意見の陳述の方法を指定された者に 限る。第3項において同じ。)は、病気その他 やむを得ない理由があるときは、日時等変更申 出書(別記様式第4号)により、口頭による意 見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を公安委 員会に申し出ることができる。
 - 略
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による 意見の陳述の日時若しくは場所を変更するとき

- 説明者は、代理人を選任しようとするときは 代理人選任届出書(別記様式第5号)を公安 委員会に提出しなければならない。
- 説明者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等には、例記様式等はもなった。 その旨を公安委員会に届け出なければならな

(勧告等の方法)

- 第7条 条例第22条第1項の規定による勧告は、 勧告書(別記様式第7号)により行うものとす
- 条例第22条第2項の規定による契約解除の要 求は、契約解除要求書(<u>別記様式第8号</u>)により行うものとする。

(勧告に対する回答)

- 第8条 勧告を受けた者は、遅滞なく、勧告に対する回答書(別記様式第9号)を公安委員会に提出し、次の各号に掲げる事項を明らかにしな ければならない。 (1) • (2) 略

(勧告に係る指導)

- 第9条 勧告を受けてこれに従う旨を回答した者 は、措置報告書(別記様式第10号)により当該 勧告に係る措置の状況を公安委員会に報告しな ければならない。
- 2 3 略

第10条 略

(意見を述べる機会の付与)

- 第11条 条例第23条第2項の規定による意見を述 べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴 取通知書(別記様式第11号)により行うものと する。
- 前項の場合において、公安委員会は、意見を 述べる方法について、申述書(別記様式第12号)の提出又は口頭による意見の陳述のいずれか の方法を指定するものとする。
- $3 \sim 5$ 略

<u>第12条</u> 略

(口頭による意見の陳述の日時等の変更)

- 第13条 公表対象者 (第11条第2項の規定により ロ頭による意見の陳述の方法を指定された者に 限る。第3項において同じ。)は、病気その他 やむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述 日時等変更申出書 (別記様式第13号) により、 口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の 変更を公安委員会に申し出ることができる。
- 公安委員会は、前項の規定により口頭による 意見の陳述の日時若しくは場所を変更するとき

、又は第1項の規定による申出を受けた場合で 口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変 更しないこととしたときは、速やかに、その旨 を日時等(変更)通知書(別記様式第5号)に より、公表対象者に通知しなければならない。

(説明等に関する代理人の規定の準用)

第16条 第7条の規定は、条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、第7条中「説明者」とあるのは「公表対象者」と、「説明等」とあるのは、「ロ頭による意見の陳述」と読み替えるものとする。

第17条・第18条 略

別表 (第2条関係)

施設の名称	所在地
略	
和歌山市立青少年国際交流センター	略
略	
和歌山市立子ども支援センター	和歌山市北桶屋町7番地

、又は第1項の規定による申出を受けた場合で 口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変 更しないこととしたときは、速やかに、その旨 を口頭意見陳述日時等(変更)通知書(別記様 式第14号)により、公表対象者に通知しなけれ ばならない。

(説明等に関する代理人の規定の準用)

第14条 第6条の規定は、条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、第6条中「説明者」とあるのは「公表対象者」と、「説明等」とあるのは、「口頭による意見の陳述」と読み替えるものとする。

第15条・第16条 略

別表 (第2条関係)

施設の名称	所在地
略	
和歌山市立少年自然 の家	略
略	
和歌山市立子ども支 援センター	和歌山市福町40番地

別記様式第13号及び別記様式第14号を削る。

別記様式第12号中「第11条関係」を「第13条関係」に、

「氏 名

」を

「氏 名

(法人その他の団体にあってはその名称、 に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「第11条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第11号中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、 同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第10号中「第9条関係」を「第11条関係」に、

「氏 名

ーを

「氏 名

(法人その他の団体にあってはその名称、 に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「基づき」を「より」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第9号中「第8条関係」を「第10条関係」に、

「氏 名

」を

「氏 名

(法人その他の団体にあってはその名称、 に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第8号中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第7号中「第7条関係」を「第9条関係」に、「第23条第1項」を「第23条第1項第2号に該当するものとして、同項」に、「措置をとること」を「こと」に、「別記様式第9号」を「別記様式第11号」に、「別記様式第10号」を「別記様式第12号」に改め、同様式を別記様式第9号とし、同様式の前に別記様式第8号として次の1様式を加える。

別記様式第8号(第8条関係)

(表)

第 号

証 明 書

和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第21条 第2項の規定による立入検査をする警察職員であることを証明する。

官職

氏 名

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

(裏)

和歌山県暴力団排除条例(抜粋)

(調査及び立入り)

第21条 略

- 2 公安委員会は、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、 その違反の事実を明らかにする目的を達成することができないと認 めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その必要の限 度において、警察職員に事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち 入り、物件を検査させ、又は調査対象者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 略

注 縦5.4センチメートル 横8.5センチメートルとする。

別記様式第6号中「第6条、第14条関係」を「第7条、第16条関係」に、「第6条第4項」を「第7条第4 項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。 別記様式第5号中「第6条、第14条関係」を「第7条、第16条関係」に、「第6条第3項」を「第7条第3 項」に改め、同様式を別記様式第6号とする。 別記様式第4号を次のように改め、同様式を別記様式第5号とする。

		Н	⊬ 47 ∠	ナ(久り	ベノス	通知書			T. Arts		
							和	公	委 第 年	月	号 日
		殿									
						禾	口歌山	県公園	安委員会	: [印
											_
	力団排除条例 第 3 項(口頭			``							
	第3項(口頭			1	見定に	より、ど	えのと	おりi	通知 しま	きす。	
	 提出要求書	▽/け音貝			和	公委	 第		——— 号		
	書の番号及				7 H	五 女	年	月	日		
赤田沙子											
変更決定											
変	更事	項		日時の日時及		折の変更			場所の	変更	
				口的及	O **///)	ガジ及火					
		日時			年	月	日		時	分	から
	変更前										
		場所									
変更内容											
		日時			年	月	日		時	分	から
	変更後										
		場所									
不変更決定	 定										
•											
日時辺変更	及び場しない	所を理由									
~	- 0.										

- 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

和歌山県報 号外(4)

別記様式第3号を次のように改め、	同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第4号(第6条、第15条関係)

				日時等変更申出書	
和歌山県公会	安委員会 展	ī. Z		年 月	日
				住所	
				氏 名	
□ 第6条	第1項(口頭 第1項(口頭	によっ	る説り	の尻圧により、仏のこわり日时又は場所	の変更を
	提出要求書 書の番号及			和 公 委 第 号 年 月 日	
変更	申 出	事	項	□ 日時の変更 □ 場所の変更 □ 日時及び場所の変更	
	変更前	目	時	年 月 日 時 分	から
中山内穴		場	所		
申出内容	変更希望	目	時	② 年 月 日 時	分から 分から 分から
			所		
変更ほ	申 出 の	理	由		

注

- 1 変更申出事項欄については、該当する□の中にレ印又は■を付すこと。 2 変更希望日時の欄の①から③までには、希望する日時の順に記入すること。 3 申出の理由を証明する資料(医師の診断書等)があれば、添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

5	引記様式第2号中	「第3条関係」を	「第4条関係」	に、「	第3条第3項」	を	「第4条第3項」	に改め、	同様式
を見	別記様式第3号とつ	する。							
5	別記様式第1号中	「第3条関係」を	「第4条関係」	に改め、	「第21条」	を	「第21条第1項」	に改め、	同様式
を見	別記様式第2号とし	し、同様式の前に	こ次の1様式を	加える。					

別記様式第1号	(第3冬関係)
カリロ カメンシューカー	

(表)

中止命令書

殿

印 和歌山県公安委員会

	本 (国) 籍	
	住 所	
命 令 を 受ける者	氏 名	
受ける者	生 年 月 日	
	命令に係る 暴力団事務所 の 所 在 地	

上記の者に対し、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第12条の2の規 定により、下記のとおり命令します。

命 令 の 内 容	
命令をする理由	

教示は、裏面のとおりです。

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3か月以内に、和歌山県公安委員会に対し審査請求をすることができます(なお、 処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな ります。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。